

中華人民共和国と大韓民国との  
外交関係樹立に関する共同コミュニケ

(1992年8月)

1. 中華人民共和国政府と大韓民国政府は、両国人民の利益と願望に基づき、1992年8月24日より、相互を承認すると共に、大使級の外交関係を樹立することを決定した。
2. 中華人民共和国政府と大韓民国政府は、“国連憲章”の原則に基づき、主権および領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互不干渉、平等互惠、平和共存の原則の礎の上に、長久的な善隣友好協力関係を発展させることに、同意した。
3. 大韓民国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認し、且つ中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であるとの立場を、尊重する。
4. 中華人民共和国政府と大韓民国政府は、両国の国交が、朝鮮半島情勢の緩和と安定に役立ち、アジアの平和と安定に役立つものと、確信する。
5. 中華人民共和国政府は、朝鮮民族の早期の朝鮮半島平和統一実現の願望を尊重し、朝鮮民族が自ら朝鮮半島の平和統一を実現することを支持する。
6. 中華人民共和国政府と大韓民国政府は、1961年の“外交関係に関するウィーン条約”に基づき、互いの首都において、相手方の大使館の設置およびその職務の履行のために、必要な一切の援助を提供し、且つ出来るだけ早く大使を交換することを、取り決めた。

中華人民共和国政府代表 錢其琛  
大韓民国政府代表 李相玉

1992年8月24日 北京